

2023年10月からスタート！ インボイス制度とは？



2023 年 10 月 1 日から、消費税のインボイス制度が始まります。売り手だけでなく、買い手にも影響があるこの制度について、よくあるご質問にお答えしてゆきます。

※文中に出てくる「あなた」は売り手、「得意先」は買い手（売上先）を指します。

Q1. そもそもインボイス制度ってなんですか？

A1. 新たな仕入税額控除の制度で、正式には「適格請求書等保存方式」といいます。

売り手が適格請求書を発行するには「適格請求書発行事業者」として税務署への登録が必要です。適格請求書には所定の事項の記載が求められ、約 7 年間保存しなければなりません。

Q2. インボイス制度はどうして導入されるのでしょうか？

A2. 売り手が買い手に対して正しい消費税額や消費税率を伝えて、消費税の申告を正確に行うためです。大企業だけでなく、中小零細企業や個人事業主にも適用されます。

Q3. インボイス制度によって、どんな影響がありますか？

A3. あなたが適格請求書発行事業者の登録を受けなければ、適格請求書を発行することはできません。

あなたが登録を受けた場合と比べて、得意先の消費税の納付税額が大きく計算されることも影響の一つといえるでしょう。

たとえば、あなたが税込 11,000 円の請求を得意先にしたとします。適格請求書発行事業者の登録を受けて適格請求書を発行した場合、得意先は消費税相当額 1,000 円（ $11,000 \div 1.1 \times 10\%$ ）の税額控除または還付を申告することができます。一方、あなたが適格請求書発行事業者の登録を受けなければ、得意先は消費税相当額 1,000 円の税額控除または還付を申告することができません。

Q4. 適格請求書発行事業者の登録をするかどうか迷うのですが……。

A4. 事業実態に合わせて判断しましょう。

あなたが免税事業者の場合は大きな影響を受けます。まず得意先から適格請求書の交付を求められるか確認し、検討しましょう。

登録を受けた場合は適格請求書を発行することができますが、消費税の申告をしなければなりません。登録を受けない場合は適格請求書を発行することはできませんが、消費税の申告は不要です。

あなたが課税事業者の場合でも、適格請求書を発行するためには、適格請求書発行事業者の登録をする必要があります。あなたの事業が、輸出のみ、あるいは一般個人消費者への販売のみで国内事業者への売上げがまったく生じないといった特殊な場合を除いて、通常は適格請求書発行事業者の登録をすることになるでしょう。

Q5. 適格請求書発行事業者の登録をするにはどうしたらいいですか？

A5. 税務署に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出して登録を受けます。

制度がスタートする 2023 年 10 月 1 日から登録を受けるためには、原則として 2023 年 3 月 31 日までに登録申請書を提出する必要があります。

これまでお話ししてきたように、この制度はあなたが登録を受けるか受けないかで、取引相手にも影響が及びます。期限に間に合わなかったということにならないよう余裕を持って検討を始め、登録するなら早めに手続きをしましょう。（税理士 赤崎 章吉）

